

# 福島県防災会議議事録

令和7年3月25日（火）13時30分～  
県庁北庁舎2階危機管理センター「災害対策本部会議室」

## 開会

### 事務局：災害対策課 渡邊主幹兼副課長

ただいまから、令和6年度第2回福島県防災会議を開催いたします。

なお、本日の会議は、オンラインも含め、委員の出席が過半数に達していることから、福島県防災会議運営規程第2条第3項により成立いたします。

県の附属機関の会議は原則として公開で行うこととされており、本会議も公開で行いますので、御了承いただきますようお願いいたします。

会議に先立ちまして、福島県危機管理部長 鈴木より御挨拶を申し上げます。

### 鈴木危機管理部長

福島県防災会議の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から本県の災害対策はもとより、東日本大震災及び原発事故からの復旧、復興に向けて多大なる御尽力、御協力を賜り、この場をお借りして心より厚く御礼を申し上げます。

また、今年度新たに防災会議委員をお引き受けくださいました委員の皆様方には、感謝を申し上げますとともに、多様な立場・視点から、本県の防災対策にご意見をいただきたいと考えております。

近年、全国で災害が頻発化・激甚化しております。昨年元日の能登半島地震から1年が経過しましたが、その後も全国各地で風水害や地震による災害が発生しております。

県内においても、2月4日からの大雪により会津地域を中心に住宅、農業施設等において被害が発生するおそれがあったことから、19市町村に対して災害救助法を適用し、市町村の住宅除雪や応急修理等に対して支援を行っております。

これらの災害に対応するため、昨年10月には伊達市において県総合防災訓練を実施し、関係機関との連携強化を図った他、11月には、ビッグパレットふくしまにおいて、大規模な防災イベントを開催し、県民の防災意識の向上に取り組んできたところであります。

また、今月には、災害に強い県づくりを目指し、自助・共助・公助が一体となった取り組みの強化による減災を基本理念とした、防災基本条例が議決され、4月1日に施行される予定であります。

今後も様々な災害から、県民の安全・安心を確保するためには、関係機関相互の連携

が極めて重要であると考えております。皆様には、引き続き、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

本日、御審議いただく事項は、「福島県地域防災計画一般災害対策編」、「地震・津波災害対策編」及び「原子力災害対策編」の修正案であります。

皆様には、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

## **審議事項 ア 福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）の見直しについて**

### **事務局：災害対策課 渡邊主幹兼副課長**

それでは、議事に入ります。本日の議長は、福島県危機管理部長が務めさせていただきます。鈴木部長、よろしく願いいたします。

### **議長：鈴木危機管理部長**

暫時議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。まず、議事の（１）審議事項のアについて、災害対策課長から説明させます。

### **事務局：災害対策課 佐久間課長**

はい。県災害対策課長の佐久間でございます。

私から審議事項のア、福島県地域防災計画一般災害対策編と、地震・津波災害対策編の見直しについて説明させていただきます。

今回の見直しは、まず１のところに示させていただいておりますが、「防災基本計画の修正に伴う、地域防災計画の主な修正点」を示してございます。２点目でございます、「２ 県の施策の進展等を踏まえた主な修正点についての修正」、そして３点目「３ その他の修正点」、大きく三つございます。

事前にお話しさせていただきたいのは、資料１－３の地震・津波災害対策編につきましては、今回の一般災害対策編の修正の反映、そして時点修正や適正化のみとなっております。本会議における説明は終了させていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは資料１－２によりまして、御説明をさせていただきたいと思っております。まず初めに、「１ 防災基本計画の修正に伴う、県地域防災計画の主な修正点」についてでございます。今回の国の防災基本計画の修正におきましては、昨年ございました能登半島地震等を踏まえました修正と国の施策の進展による修正、となっております。その内容を県の地域防災計画に反映した内容となっております。

まず、資料１－１で言いますと「（１）の能登半島地震を踏まえた修正」の「①自治体応援職員の活動環境の整備」についてでございます。資料１－２で言いますと、４ペ

ージになります。段で言いますと1段目の、2段落目にお示しさせていただいておりますけれども、能登半島地震におきまして、応援職員の宿泊施設の確保が難航したことを踏まえまして、応援を受ける自治体において、自治体応援職員の宿泊場所、拠点、車両の設置可能な空き地などにつきまして事前のリスト化を努めることを、今回、防災計画のほうに反映しております。またこれと同様の内容については資料1-2の37ページにも、発災時の確保についてあわせて記載をしているところがございます。

続きまして、資料1-1の(1)の「②活動部隊等への衛星インターネットの整備活用」についてでございます。資料1-2では7ページでございます。能登半島地震では、発災当初、通信の途絶が発生したことから、通信が途絶している地域で活動する部隊や、派遣職員などを想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用に努めることについて記載しております。

次に、「③避難所の環境整備、福祉的支援の充実」についてでございます。能登半島地震を踏まえた避難所環境整備、そして福祉的な支援として幾つかの部分について追記しております。

資料1-2では17ページに記載させていただいております、1点目といたしまして、迅速に避難所設営が行えるよう、あらかじめ避難所施設の配置図等の利用計画を作成することに努めることという部分を記載しております。

2点目、これも同じく17ページのところでございますが、避難者が安否連絡や支援情報の取得に活用できるよう、避難所への衛星通信を活用したインターネット機器等の整備について記載しております。

3点目でございます。こちら1-2の資料で39ページに記載させていただいております。避難者の区画を一度避難所のほうに設定してしまいますと、後にレイアウトを変更するには大きな労力が要する状況が能登半島地震の反省点でございました。39ページのほうには、人権というふうな記載をしておりますけれども、そういったレイアウトの変更も含めて人権という表現を使わせていただいておりますが、そういった反省を踏まえまして避難所開設当初からパーテーションそして段ボール等を設置するよう努めることを今回記載させていただいております。

4点目です。資料1-2では40ページのほうに記載させていただいておりますが、営業バランスのとれた適応の食事、そして入浴・洗濯等の生活に必要な水の確保として、福祉的な支援の実施についての記載をさせていただいております。

5点目についての変更点ですが、資料1-2では44ページに記載させていただいております。ここでは、トイレカーやトイレトレーラーなどを快適トイレの避難所への設置に努めることについての記載をさせていただいております。

続きまして「④孤立した地域への緊急輸送手段の確保」についてでございます。資料1-2では18ページに記載させていただいております。能登半島地震では、孤立地域へのドローンによる物資輸送が試験的に活用されておりました。県及び市町村におい

て、孤立した地域への輸送手段の確保に努めることを記載しております。

「⑤輸送事業者等との連携による物資輸送に係る人員、資機材の確保」についてでございます。資料4 2ページから4 3ページに至って記載させていただいております。能登半島地震では、輸送拠点の運営について、ノウハウなどの理由によって円滑な運営がなされるまで時間を要したことから、ノウハウを持つ運送事業者等と連携をして人員や資機材を確保するよう努めることを記載しております。

つづいて「(2) 施策の進展等を踏まえた修正」について御説明させていただきます。

まず1点目が「①避難所以外で避難生活を送る被災者への支援」についてでございます。資料1—2では1 4ページに記載させていただいております。ここでは、在宅避難、車中泊避難者に対しても、避難所に避難している避難者と同様に、水や食料、トイレの提供、被災者支援情報の提供などの支援が行う必要があることから、在宅避難者、そして車中泊避難者への支援について検討するよう努めることを記載しております。また、4 1ページの発災時の支援についても同様の記載をさせていただいているところでございます。

2点目でございます。国の総合防災情報システム、SOBO-WEB への防災情報の集約についてでございます。資料1—2では3 5ページに記載させていただいております。令和6年4月より運用を開始しております、国の新総合防災情報システム上へ防災情報を集約するよう努めることについて記載をしております。

続いて、大きな変更点の「2県の施策の進展等を踏まえた修正」についてでございます。変更点が6つございます。

まず1点目でございます。先ほど部長からの説明にもございましたが、私ども2月議会に上程しておりました福島県防災基本条例が議決を受け、記載をしているところでございます。資料1—2の資料では1ページに記載させていただいております。

そして2点目、『大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定の締結』についてでございます。こちら資料1—2では3ページに記載させていただいております。この協定、令和5年の10月に締結しております。災害時の県と県内の市町村の相互協力についての協定でございます。職員の派遣についての協定を記載しているところでございます。

3点目でございます。福島県総合防災情報システムによる被害状況の情報収集等のDX化でございます。こちら、資料1の2では5ページに記載させていただいております。このシステム、令和6年3月、実際には4月稼働なのですが、福島県総合防災情報システムについて記載させていただいております。このシステムの導入により、市町村、消防、警察が収集した被害情報をはじめ、避難情報や、避難所開設情報、気象情報、河川水位情報などを地図上に集約し、県や関係機関で情報を共有することができるようになっております。

続いて4点目、新たな土砂災害の発生のおそれある箇所の抽出でございます。資料1

—2では9ページに記載させていただいております。近年土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所が発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、新たにその箇所を抽出し、令和6年6月に公表いたしました。新たな土砂災害の発生おそれのある箇所について記載しております。

5点目でございます。東北道路啓開計画に基づく道路開通作業の実施についてでございます。資料1—2では42ページに記載しております。昨年12月に策定されました、東北道路啓開計画による災害時の道路啓開について記載しております。この記載につきましては、地震津波災害対策編にも同様の記載をしております。

6点目でございます。被災者の生活再建支援に係るきめ細かな支援の実施についてでございます。資料1—2では48ページに記載しております。県が研修会の開催や手引の作成等を通じまして、市町村の災害ケースマネジメントの体制の構築を支援することについて記載しております。

そして大きい修正の「3 その他の修正点」についてでございますが、3点ございます。

1点目昨年度地域防災計画の修正に係る国からの連絡事項の反映です。2点目火山防災協議会審議事項についての反映、そして3点目は数値等の時点修正、文言の整理を行ったところでございます。

2点目に挙げさせていただいております一般災害対策編第5章火山災害対策につきましては、現在、火山防災協議会において意見を伺ったところでございまして、今月3月に開催いたしました火山防災協議会で、その内容を反映したところでございます。主にこの反映した内容は、国の防災基本計画の修正を反映した内容となっております。

以上、大きく一般災害対策編3部門の変更にかかる修正点の御説明をさせていただいたところですが、この福島県地域防災計画修正案につきましては、県民意見公募、いわゆるパブリックコメントをさせていただいたところでございます。その結果は御手元の資料を資料1—4にその結果を整理させていただきましたので、後ほど御覧頂きたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **議長：鈴木危機管理部長**

ただいま説明のありました事項について、まず、会場で御参加いただいている皆様で、御意見、御質問等があれば挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

続いて、Zoomで御参加いただいている皆様で、御意見、御質問等があればリアクションボタンをお願いいたします。

(質問・意見なし)

はい。御意見・御質問がないようですので、議事を進めさせていただきます。

それでは、福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）の見直しについては、原案のとおり決定することとします。よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、「福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）の見直しについて」は、原案のとおり決定することとします。

#### **審議事項 イ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて**

##### **議長：鈴木危機管理部長**

次に、審議事項のイについて、原子力安全対策課長に説明させます。

##### **事務局：原子力安全対策課 三浦課長**

原子力安全対策課長の三浦です。

それでは、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて、資料 2-1 と 2-2 に基づき御説明いたします。

なお、本計画の修正に係るパブリックコメントを実施したところ、意見の提出はありませんでした。

資料 2-1 修正の概要を御覧ください。今年度における本計画の見直しは、令和 6 年度に改正された国の防災基本計画等の改正を反映させるとともに、諸般の修正を行うためのものです。

まず、修正の 1 点目といたしましては、防災基本計画の改正内容の反映となります。資料 2-2、新旧対照表の 28 ページを御覧ください。指定避難所において整備に努めることとされている設備について、給水タンク等が追加されましたので、本計画を修正しております。また、「新型コロナウイルス感染症を含む」という文言が削除されましたので、該当する条文の修正を行っております。

資料 2-1 にお戻り頂きまして、修正の 2 点目といたしましては、原子力災害対策指針の改正内容の反映となります。資料 2-2 の 29 ページと 71 ページになりますが、原子力災害医療に関する訓練・研修の対象者や、他県に対する原子力災害医療要員の派遣要請に関する記載が改正されましたので、本計画を修正しております。

次に、資料 2-1 のうち、修正の 3 点目といたしましては、見出し記号の修正となります。本県の地域防災計画の記載に合わせ、これまで「第 1、1、(1)」としていた記載を「第 1 章、第 1 節、第 1」に修正したものです。

次に、修正の 4 点目といたしましては、緊急事態区分と EAL の枠組み及び重点区域の区分に応じた防護措置に関する記載の修正となります。

まず、4-①、緊急事態区分と EAL の枠組みに関する修正につきましては、資料 2-2 の 15 ページを御覧ください。原子力災害における緊急事態区分と事態の進展を判断する基準である EAL について、これまでは原子力災害対策指針に定める主な基

準のみを表に整理しておりましたが、今回の修正では、本県の原子力発電所に設定されている全ての基準を、設備や外的事象など分類ごとに整理いたしました。

次に、資料2-1、修正の4-②、重点区域の区分に応じた防護措置に関する表の修正については、資料2-2の20ページ、21ページを御覧ください。本計画では、原子力災害対策重点区域等において、事態の進展に応じ、講ずべき防護措置を表に整理しております。これまでは福島第1原発と第2原発を合わせて一つの表に整理しておりましたが、発電所ごとに表を分けて整理いたしました。

次に資料2-1、修正の5点目といたしましては、災害対策本部や原子力現地災害対策本部といった災害発生時に編成される組織に関する記載の修正となります。

まず、⑤-1につきましては、資料2-2の7ページの目次で言いますと、旧側では38ページ、新側では41ページ以降でございますが、今回の改正では、各組織の設置基準や事務分掌等の記載順を整理し、各組織の情報を確認しやすくなるよう修正を行っております。

次に、修正の5-②ですが、原子力災害発生時、国は原子力被災者生活支援チームを設置して、被災自治体に病院を派遣し、住民の状況確認や生活支援に関する連絡・調整を行います。

このことについては、現行の計画にも記載しておりますが、今回の改正では、第3節の「活動体制の確立」に関する項目として、資料2-2の65ページにも追記したものです。

主要な修正は以上となります。

最後に、その他といたしまして、軽微な用語の修正等を行っておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

今年度の修正に関する説明は以上となりますが、令和7年4月に県の廃炉監視体制を強化するため、原子力安全担当次長の新設や、本庁組織の原子力防災課及び原子力安全対策課への改編などを行います。組織改編に伴う災害対策本部の人員配備等に関する修正は事務局で行い、令和7年度に改めて御報告させていただきます。

説明は以上です。

#### **議長：鈴木危機管理部長**

ただいま説明ありました事項について、まず、会場で御参加頂いてる皆様で御意見・御質問等があれば、お願いいたします。

(質問・意見なし)

それでは続いてZ o o mで御参加頂いてる皆様で御意見御質問等があれば、リアクションボタンから挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

それでは御意見御質問がないようですので、議事を進めます。

それでは福島県地域防災計画、原子力災害対策権限の見直しについては原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、見直しにつきまして、原案のとおり決定することといたします。

以上で議事の(1)審議事項については終了いたします。

## **報告事項 ア 福島県防災基本条例の制定について**

### **議長：鈴木危機管理部長**

次に(2)報告事項アについて災害対策課長に報告させます。

### **事務局：災害対策課 佐久間課長**

はい。それでは、福島県防災基本条例について御報告させていただきます。

御手元の資料ですと今画面にも表示されておりますが、A4横の資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。資料3-1になります。

本条例、この制定目的につきましては資料の左上にございますけれども、近年の激甚化、そして頻発化する自然災害から県民の生命、身体及び財産を災害から守るための基本理念条例として、この条例定めさせていただき、この資料で言いますと5の規定する内容の方にはございますが、各主体の主な取組のところに、県民など地域防災を担う方々の役割、そして、取組を明らかにいたしまして、それぞれの担い手の主体である自助、共助、公助が連携した防災の取組を推進することにより、災害に強い福島県づくりを目指すことを目的として本条例を議決させていただいたところでございます。

この資料の右上のほうを御覧になっていただきたいのですが、これまでの既存の計画とこの条例の関連性についてでございます。これまで私ども、先ほど御説明させていただきました地域防災計画等につきましては、この公助部分の計画でございます。これらの計画は、行政機関等が行防災上行わなければならないことを記載させていただいているところですが、今回のこの理念条例を策定したことにより、自助、そして共助の方々の取組役割を改めて整理をさせていただいたという関係性になってございまして、ようやく包括的に防災に取り組めるような関係性になっているところでございます。

本日御参画御参加頂いております。委員の皆様には、昨年10月に意見照会をさせていただきまして、内容を反映した結果を、書面開催いたしました第1回県防災会議において報告させていただいたところでございます。

その後、昨年11月から12月にかけて実施いたしましたパブリックコメントを経て、先日の2月議会で議会議決されまして、来月1日に公布施行予定となっております。

引き続き、この新しい条例も踏まえ、皆様と連携した地域防災の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長：鈴木危機管理部長**

はい。ただいま説明のありました事項について、まず、会場で御参加いただいている皆様で、御意見、御質問等があれば挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは続いてZ o o mで御参加頂いてる皆様で御意見、御質問等があればリアクションボタンから挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

御質問ございますでしょうか。それでは、議事を進めさせていただきます。

**報告事項 イ 市町村地域防災計画の修正状況について**

**議長：鈴木危機管理部長**

次に報告事項イについて、災害対策課長に報告をさせます。

**事務局：災害対策課 佐久間課長**

報告事項イの市町村地域防災計画の修正についてでございます。資料4で説明させていただきます。

市町村防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条規定に基づき、市町村の防災会議から県知事へ報告し、県知事は県防災会議の意見を聞くこととされておりますが、福島県防災会議運営規程第4条第1項第3号の規定により、会長の専決事項として処理しているところでございます。

同条、第2項の規定により、防災会議における報告事項とされておりますので、改めて御報告させていただきます。

令和6年3月に開催いたしました前回の防災会議におきましては、令和6年1月31日までに市町村地域防災計画の修正について専決を行った状況を報告しているところでございます。それ以降、令和7年1月31日までに専決を行ったものは、相馬市、福島市、など、延べ10市町村について専決をさせていただいているところでございます。

各市町村とも、国の防災基本計画や県地域防災計画の修正の反映のほか、それぞれの市町村の防災対策の推進における必要事項に修正を行っているところでございます。

以上でございます。

**議長：鈴木危機管理部長**

ただいま説明ありました事項について、まず会場に御参加頂いてる皆様で御意見御質問等あれば、挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

それでは続いてZ o o mで御参加頂いてる皆様で御意見御質問等があれば、リアクション分担から挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御意見・御質問がないようですので議事を進めさせていただきます。

**報告事項 ウ 東北道路啓開計画【初版】の策定について**

**議長：鈴木危機管理部長**

次に、報告事項について道路管理課長より御報告をお願いいたします。

**事務局：道路管理課 馬場課長**

道路管理課長の馬場と申します。

資料5について説明いたします。

それでは東北道路啓開計画【初版】について説明いたしますので、資料5を御覧頂きたいと思います。

まず、概要についてでございますが、この計画は県の地域防災計画に位置付けております、地震・津波災害、雪害の三つの事象を対象といたしまして、大規模災害発生時円滑に緊急車両が通行できるようにするため、活動拠点となる市町村役場等までのルートを決めて、早急に啓開する路線、道路啓開の目標時間をまとめたものでございます。この計画の策定によりまして、災害時の道路啓開については、関係機関との連携や対応の充足などが可能となるものと考えてございます。本計画については、令和6年12月25日に公表しまして、本年1月15日に県総務部地方振興局や土木部出先事務所、市町村に対して説明会を実施したところでございます。

次に、道路啓開の定義でございますが、道路啓開とは、大規模災害発生時に緊急通行車両等の通行のため早急に最低限の瓦礫処理や車両の移動などを行い、簡易な段差の修正等により、救援ルートを確保することを言います。初期の道路啓開は一刻も早く緊急車両のために道路を通れるようにするものであり、1車線でも段差があっても、ガードレールがなくても、緊急車両が通れば良いとするものでございます。適切な迂回路があるならば、時間をかけて本線を通れるようにする必要すらないと割り切って考えるものでございます。

次に、道路啓開路線についてでございますが、本計画では72時間以内に啓開する路線を決めており、ステップ1からステップ4までの4段階にわけて整理しております。

最も啓開する時間の短い路線は、赤で示した12時間以内に啓開する路線であり、あぶくま高原道路や会津縦貫北道路など、高規格道路が該当するものでございます。

次いで黄色で示した24時間以内に啓開する路線、緑で示した48時間以内に啓開する路線、青で示した72時間以内に啓開する路線を定めてございます。

次に、啓開担当企業であります。福島県においては、道路の維持管理を、建設業者に委託しておりますが、その道路維持補修業務委託の受託業者を道路啓開担当企業としてございます。

最後に今後の取組ですが、火山災害や風水害など、本計画に反映し切れていない被害想定につきましては、今後も東北道路啓開等協議会を通して、協議・検討し、計画の補完・更新を行ってまいります。

また、関係機関と連携し、防災訓練を実施し、計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

#### **議長：鈴木危機管理部長**

それでは、議事を進めさせていただきます。

ただいま説明ありました事項についてまず会場に御参加頂いている皆様で御意見・御質問等があれば挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは続いてZoomで御参加頂いてる皆様で御意見・御質問等があればリアクションボタンにてお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。それでは御意見、御質問がないようですので議事を進めます。

#### **報告事項 エ 福島県水防計画 修正概要について**

##### **議長：鈴木危機管理部長**

次に報告事項のエにつきまして、河川整備課長からご報告をお願いいたします。

##### **事務局：河川整備課 遠藤課長**

報告事項エにつきまして、河川整備課遠藤より説明させていただきます。

資料6-1を御覧ください。福島県水防計画を令和6年度の修正概要でございます。

まず一つ目が、重要水防区域の箇所数の変更か所数等の変更でございます。

記載と説明が上下逆になりますが、変更前が224河川381箇所、これを変更後に217河川370箇所に減しております。これは、河川整備等の完了に伴う区域の見直しをしたことにより、重要水防区域から除外したものでございます。

また、海岸におきましても、変更前が15海岸16箇所、これを変更後に12海岸13箇所に減しております。これも河川と同様に、海岸の堤防整備等の完了に伴う区域の

見直しをしたことにより、重要水防区域から除外したものでございます。

次に、二つ目ですが、水防警報河川及び水分水位周知河川の変更でございます。これは水防警報河川、または水位周知河川として、それぞれ記載の2河川を増したものでございます。これはおのおの指定することについて、市町村との協議が整ったため追加したものでございます。

最後になりますが、資料の6-2を御覧頂きたいと思っております。主要改正事項を記載しておりますが、先ほど資料6-1で説明した内容のほか、資料6-2に記載しておりますとおり、時点修正等を行っております。

説明は以上となります。

#### **議長：鈴木危機管理部長**

ただいま説明ありました事項についてまず会場に御参加頂いている皆様で御意見・御質問等があれば挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは続いてZoomで御参加頂いてる皆様で御意見・御質問等があればリアクションボタンにてお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。それでは御意見、御質問がないようですので議事を進めます。

#### **閉会**

#### **議長：鈴木危機管理部長**

予定しておりました審議事項、報告事項は以上となります。

それでは、その他、会議全体を通しまして、何か御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。続いてZoomで御参加頂いてる皆様で御意見・御質問等があればリアクションことにてお願いします。

(質問・意見なし)

それでは、以上をもちまして議事を終了いたしましたので、これをもちまして議長の職を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

#### **事務局：災害対策課 渡邊主幹兼副課長**

本日の会議は以上をもって終了とさせていただきます。皆様にはお忙しい中御出席いただきありがとうございました。

(14:15 終了)